

## ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

認定NPO法人フローレンスは、2021年度実施事業者である「公益社団法人全国保育サービス協会」のベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定を受ける見込みです。

### ▼2021年度（令和3年度）のご利用枚数

1日あたり、お子さん1人つき2枚まで  
月最大24枚・5万2,800円までの利用上限有り

また「ベビーシッター派遣事業割引券」が利用会員さんのお手元に届くまでの間に弊会保育サービスを利用された場合は、割引券が届いた後にフローレンスに提出いただくことで、保育ご利用日に割引券の提出があったものとみなし、後日割引額の返還を受けることができます。

適用可能な期間は、2021年4月1日から2021年6月30日です。

※この期間外および割引券の交付日以降は、保育利用当日にお手元に割引券がない場合は後日適用は致しかねます。ご注意ください。

▼参考：企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における「ベビーシッター派遣事業」の令和3年度の取扱いについて（出典：内閣府HPより）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter\\_atsukai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html)

以下、返還についてのご案内です。

#### ■ 返還の手順 ■

- ご利用いただく割引券は、「交付時企業記入欄」が記入されていること、社判の押印があること、有効期限内であることを確認してください。
- ご利用いただく割引券の「♥利用時利用者記入欄」を会員さんご自身でご記入ください。  
記載内容は＜会員専用サイトの保育利用履歴＞をご参照ください。
- 遡及分の割引券は 割引券本券(右側本券)のみ を弊会事務局へお送りください。  
・「交付時企業記入欄」・「♥利用時利用者記入欄」以外の欄は記入不要です。

#### ▼送付先

〒101-0051東京都千代田区神田神保町1-14-1KDX神保町ビル3F  
認定NPO法人フローレンス 病児保育事業部 会員担当宛

※送付前にメールにてご一報ください。

4. 割引券が事務局へ到着次第、拝受のお知らせ(メール)にて 割引券使用報告用(左側 半券)の『♣利用時ベビーシッター記入欄』の記載事項をお知らせしますので、会員さんご自身での記入をお願い致します。

※病児保育のご利用時に保育スタッフにお渡しいただくことも可能です。(できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください)

#### ※特例措置期間に、割引券を利用した場合※

下記URLをご参照ください。

▼【特例措置 2021年4月～】ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

[https://byojihoiku.florence.or.jp/pdf/babysitter\\_tokureisochi2021.pdf](https://byojihoiku.florence.or.jp/pdf/babysitter_tokureisochi2021.pdf)

▼公益社団法人全国保育サービス協会HPより

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和3年度における取扱い等について

[http://acsa.jp/images/babysitter/2021/special\\_measures20210326.pdf](http://acsa.jp/images/babysitter/2021/special_measures20210326.pdf)

---

#### ■ ご利用内容

●月 1 回目の保育にもご利用いただけます。

(前月お支払いの月会費から、割引額を返金いたします。返金方法は以下参照。)

ただし、ひとり親支援プランの方は月会費が 2,200 円未満のため、月 1 回目の保育利用時に利用料が 2,200 円以上にならないとご利用いただけません。

●月 2 回目以降の保育利用時の保育料が 2,200 円未満の場合、および交通費は対象外です。

●入会金・更新料・病児保育をご利用しない月の月会費・オプション料・キャンセル料にはご利用いただけません。

●必要事項の記載、事業所印がない場合はお預かりできません。

●有効期限が切れている場合はご利用いただけません。

●月会費のないプランの方は、1 日の保育料が 2,200 円以上の場合にご利用いただけません。

#### ■割引金額の返金方法■

・割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映(控除)いたします。ただし、初回無料日のご利用については、翌月の月会費との相殺となります。

・割引券適用額が請求額を上回る場合は、差額を登録口座へ返金(振込)いたします。

#### ■注意事項■

後日割引額の返還については、割引券の使用に関する事業主の承認、割引券の発行に時間を要することから、2021年4月1日より2021年6月30日までのご利用に限っての措置となっております。

この期間外および割引券の交付日以降は、保育利用当日にお手元に割引券がない場合は後日適用は致しかねます。

また保育者による割引券利用有無の確認は行っておりませんので、渡し忘れ等がないようご注意ください。